

## 産業廃棄物中間処理施設の無許可設置及び処分業に関する意見書

産業廃棄物中間処理施設の設置許可を求めて福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する条例の手続きを行っている嘉飯山砂利建設株式会社が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して県知事の許可のないまま破碎施設を設置し営業を行ったとして、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長（環境指導課）が2009年12月15日、「厳重注意書」を交付しました。

「違反事項」として「法第15条第1項に規定する県知事の許可を受けずに産業廃棄物処理施設（がれき類破碎施設）を設置した」、「法第14条第6項に規定する県知事の許可を受けずに産業廃棄物処分業をおこなった」の2点を確認した上で、「必要な措置」として「がれき類破碎施設を稼動しないこと」「搬入したがれき類を適正に処理すること」を通知し、あわせて、「以後かかる行為を行った場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され又は直接罰を科せられることもある」と通知しています。法の罰則規定も紹介しています。

その後同年12月23日、同事務所は同社が破碎施設にがれき類を投入しているのを目撃したため、翌24日、事情聴取を行い、「前日（12/23）に当該施設を稼動させ、がれき類を破碎した。従業員が勝手に破碎施設を稼動させていた」と報告書をまとめています。

よって、飯塚市議会は、県知事に対して、法違反を繰り返し県の指導にも従わなかった同社について産業廃棄物収集運搬業の許可の取り消しを行うとともに、法の罰則規定による厳正な手続きをとることを強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

飯塚市議会